

税金

書りし政治が見える

411

三木 義一

イラク情勢はますます混濁としてきました。イラク人の中にも自衛隊の撤退を求める声があるようです。人質への個人攻撃をする一部マスコミの愚かな報道姿勢も「人道支援」ではなく「戦争加担」であることを証明しているようです。

こうした状況に、日本の納税者の中から、自分の負担した税金が戦争のために使われるのは耐え難い、という声も出てきました。日本国は憲法第九条で戦争を放棄しています。ですから、税金を戦費のために使うことは許されませんので、このような主張も認められそうですが、どう思いますか？

戦費と納税拒否

否の運動は、米国やドイツをはじめとして世界中で行われてきました。もっとも、憲法で戦争が放棄されていない国の人々は「軍備に自分の税が使われること」によって『良心の自由』が侵害される」という主張をすることになります。

「控除」認めた判例ないが

日本でも湾岸戦争の時に戦費分の負担を拒否した人たちがいました。具体的には確定申告書に「戦費控除」の欄を作り、そこに納税者一人あたりの負担額が一万円程度でしたので、その金額を控除して申告・納付し、差額は「平和基金」に寄付して平和活動に役立ててもらおうといったものでし



た。ドイツでは、裁判官がこのような納税拒否を自ら実行したこともありま

す。理由はこうです。税金には「普通税」と「目的税」があり、普通税はその税金を何に使うかは決まっておらず、あくまで国会の決める予算によって用途が決められる税です。一方、目的税というのは、都市計画税のようにあらかじめ使途が決まられている税です。

た判例はないようです。理由はこうです。税金には「普通税」と「目的税」があり、普通税はその税金を何に使うかは決まっておらず、あくまで国会の決める予算によって用途が決められる税です。一方、目的税というのは、都市計画税のようにあらかじめ使途が決まられている税です。

所得税は普通税の代表ですから、その税金を何に使うのかがあらかじめ決められていません。ですから、戦費に使われることを理由に納税拒否することは許されない、という訳です。日本だけではなく、どの国の裁判所も同じ理由で納税者の主張を認めていないようです。

確かに、納税拒否は難しいかもしれませんが、税の使途についての選択権を納税者にもっと認める方法はないのでしょうか。

例えば、寄付金控除という制度がありますが、これは寄付金額を「所得」から控除するだけですから、あまり減税にはなりません。これを直接「税額」から控除すると、寄付金額分だけ税額が減るので、税の代わりに寄付することになります。しかし、国税収入が激減するかもしれません。

(立命館法科大学院教授)